

第 章 芸術文化を取り巻く社会状況等

- 1 主な社会状況の変化
- 2 国・東京都の動向
- 3 荒川区の動向

1 主な社会状況の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年(2020年)から始まった世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界規模で人・物の動きや経済活動が停滞するなど、その影響はあらゆる分野に及びました。東京都では、令和2年(2020年)から令和3年(2021年)にかけて、計4回の緊急事態宣言が発出され、様々なイベントや公演が中止となり、多くの芸術文化活動が制限されました。文化施設においても、施設の休館や定員制限等を余儀なくされるなど、様々な影響がありました。

こうした未曾有の困難と不安の中、芸術文化は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中で認識されるとともに、文化の灯を絶やさないための様々な支援策が実施されました。

(2) DX(デジタルトランスフォーメーション)の急速な発展

コロナ禍で直接的な接触が制限された一方で、動画配信サービスやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のデジタル技術を活用した情報発信、事業展開が急速に広がりました。

芸術文化の分野においては、オンラインイベントの開催だけでなく、文化的資源のデジタルアーカイブ化、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)、サイネージ、3D、プロジェクションマッピングなどの技術を活用した、新しい鑑賞体験等も行われています。

(3) SDGs(持続可能な開発目標)の取組

平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない Leave no one behind」を理念に、持続可能な世界を実現するための目標であり、目標の達成に向けて国や企業、地方自治体による取組が進められています。

例えば、目標4では、「すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」と定められています。また、令和元年(2019年)12月、国のSDGs実施指針が改定され、優先的に進める課題の一つとして、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」が挙げられており、これらの達成に向けて文化芸術に関する活動を広げていくことが必要とされています。



2 国・東京都の動向

国の動向

(1) 文化財保護法の一部を改正する法律(令和3年[2021年])

令和3年(2021年)6月に「文化財保護法」の一部が改正されました。無形文化財及び無形の民俗文化財の継承や存続が厳しくなる状況に対して、国の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定めています。

(2) 文化財の匠プロジェクト(令和3年[2021年])

文化財の持続可能な保存体制の構築を図るため、修理技術者等の確保から文化財の保存・継承に欠くことのできない用具・原材料の生産までを含めた一体的な体制の整備と計画的な修理等の取組を推進するために策定されました。令和4年(2022年)度から令和8年(2026年)度までの5か年を計画期間としています。

(3) 文化遺産オンラインのリニューアル(令和4年[2022年])

文化遺産オンラインは、国内の美術館・博物館等に収蔵される文化遺産のデータを広く収集し、インターネット上での総覧を可能にするポータルサイトとして平成20年(2008年)3月に正式公開されました。

今回のリニューアルでは「文化財との新しい出会い」をコンセプトとしており、広く一般に向けた文化財情報への入り口として、直接的な情報検索の利便向上だけでなく、利用者の興味・関心の向上や知的好奇心の喚起に資するポータルサイトを目指しています。

(4) 博物館法の一部を改正する法律(令和4年[2022年])

昭和26年(1951年)に制定された博物館法制度は、制定から約70年が経過するなかで、博物館を取り巻く状況は大きく変化し、博物館に求められる役割も多様化・高度化しています。

こうした状況に基づき、博物館法の一部が改正されました。これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割・機能を今後とも引き続き果たしながら、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うことが求められています。

(5) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(令和5年[2023年])

平成31年(2019年)3月策定の第1期基本計画が令和4年(2022年)度で終期を迎えることから、令和5年(2023年)度からの5か年を対象とした第2期の計画が策定されました。

第2期の計画は、障害者文化芸術推進法に規定する3つの基本理念を基本的な視点とし、障がい者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開、文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障がい者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実、地域における障がい者による文化芸術活動の推進体制の構築を目標としています。

(6) 文化芸術推進基本計画(第2期)(令和5年[2023年])

平成30年(2018年)3月に閣議決定された第1期計画が令和4年(2022年)度で終了するため、令和5年(2023年)度からの5か年を対象とした第2期の計画が策定されました。中長期目標は第1期計画で定めたものを踏襲しつつ、ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進や、急速に進化したデジタル技術の活用など、7つの重点取組の推進を掲げています。

東京都の動向

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会・文化プログラム (令和3年[2021年])

文化の祭典でもある東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、1年延期して開催され、「安全・安心な大会の実現」や、「パラスポーツへの関心拡大」、「サステナブル社会への道筋」など、大会を通じて様々なレガシーが生み出されました。

そのうち、芸術文化については、東京の魅力伝えるため、多彩な文化プログラムがTokyo Tokyo FESTIVALと銘打って、リオデジャネイロ2016大会後から2021年9月までの期間に展開されました。

開閉会式では歌舞伎などの伝統文化、ゲーム・アニメなどのポップカルチャーなど様々な日本文化を発信し、選手村には日本文化コーナーを設置したほか、伝統工芸品や風呂敷約2万3,000枚を記念に贈呈し、行動制限のある選手等関係者が日本文化へ触れる機会を提供するとともに、全国の伝統工芸品を公式ライセンス商品として販売しました。また、ダイニングでは被災地や全国の食材を使用した日本食を提供し、日本の食文化の魅力を発信しました。

(2) 東京文化戦略2030(令和4年[2022年])

東京文化戦略2030は、平成27年(2015年)に策定された「東京文化ビジョン」に代わる長期計画として策定されました。

「芸術文化で躍動する都市東京」を東京都が目指す2040年代の姿とし、「人々のウェルビーイングの実現に貢献する」「人々をインスパイアする」「芸術文化のハブ機能を強化する」「持続性のある芸術文化エコシステムを構築する」という4つの戦略と10の推進プロジェクトによって「躍動」と「豊かさ」が両立した未来の東京の実現に向けた取組について示しています。

(3) 「PRIME 観光都市・東京 東京都観光参照振興実行プラン～観光産業の復活と持続的な成長に向けて～」(令和4年[2022]年)

本プランは、東京2020大会及びコロナ禍を経て、東京の観光産業振興の方向性を示すために策定されました。

「観光産業の復活と『サステナブル・リカバリー』(持続可能な回復)の実現」を基本理念として、コロナ禍前に戻るのではなく、観光産業が活力を取り戻し、一層成長することで、都民生活や地域社会に潤いや豊かさをもたらすための3つの戦略と7つの施策について示しています。

3 荒川区の動向

(1) ふらっとにっぽりの開館(令和3年[2021年])

ふらっとにっぽり(荒川区立日暮里地域活性化施設)は、「地域の皆さんに愛され、地域コミュニティを更に醸成する場所」であるとともに、「日暮里繊維街を訪れた人が楽しみに立ち寄れる場所」、「日暮里繊維街の魅力と相乗して地域を活性化する場所」をコンセプトに建設された新しい複合施設として令和3年(2021年)1月に開館しました。

日本有数の繊維関連業の集積地である日暮里繊維街の魅力を最大限にいかし、様々な創作活動ができる工房・創作スペース、ファッション関連産業の起業支援拠点「イデタチ東京」、産業振興を目的とした会議やイベント等にもご利用頂ける多目的スペース、日暮里繊維街来訪者のための観光案内所等を設置しており、日暮里繊維街と連携したイベント等を実施しています。

(2) 尾久図書館の移転オープン(令和3年[2021年])

令和3年(2021年)2月に、「学ぶ、集う、楽しむ」をテーマに、緑あふれる公園と一体となった図書館として宮前公園内に開館しました。四季折々の花々を眺めながら読書のできるテラス席やローズガーデンを一望できる見晴らしカウンター、ベーカリーを併設した飲食スペース等に加え、誰もが快適に利用できるよう、来館者が自由に読み聞かせや手遊びができる「おはなしコーナー」や対面音訳室(活字での読書が困難な方に資料を読み上げるための個室)も設置しています。また、「尾久の寄席」や隣接する消防署による防犯・防災講座、公園と連携した「青空おはなし会」や園芸講座などのほか、読書や俳句に関連する区民サークルや高齢者事業の活動拠点として、多彩な事業を展開しています。

(3) あらかわ街なか美術館の開始(令和3年[2021年])

区内全域を美術館に見立てた「あらかわ街なか美術館」事業を開始しました。区では昭和60年(1985年)から彫刻のまちづくり事業として、区内の施設等に彫刻の設置を進めてきました。平成19年(2007年)からは東京藝術大学美術学部の卒業・修了制作作品から区長賞を選考・授与し、その作品を公園や施設等に設置し、制作者からのコメントをホームページで紹介しています。

これらの彫刻作品等に二次元バーコードを整備し、区ホームページと連動した作品や制作者の紹介を行うことで、区民が彫刻作品等の芸術文化に身近に触れ、楽しむことができる環境整備を行っています。

(4) 町屋文化センターのリニューアルオープン(令和4年[2022年])

令和4年(2022年)3月にリニューアルオープンし、芸術文化活動や生涯学習の拠点として、様々な世代の皆様により親しみやすく、より使いやすい施設へと生まれ変わりました。明るい雰囲気イメージを刷新するため、照明のLED化やサインの統一化等を行ったほか、新たな利用者の拡大に向けて、子どもたちが文化を体験できる空間やコワーキングスペース、あらかわ街なか図書館等を設置しています。

また、リニューアル後、東京藝術大学と連携しラッピングを施した「街なかピアノ」を設置し、利用者の方が気軽にピアノを弾くことができる環境整備や、ピアノを活用したコンサート等の開催を行っています。その他、ふれあい広場等を活用した個人展示の機会創出、0才から参加できるコンサートの開催、SNSを活用した情報発信等、ソフト面の充実を図っています。

(5) 荒川遊園のリニューアルオープン(令和4年[2022年])

約30年ぶりの大規模改修のため、平成30年(2018年)12月から一時休園をしていましたが、令和4年(2022年)4月にリニューアルオープンしました。観覧車の大型化をはじめ、園内の多くの遊具を刷新し、雨の日でも遊べる「わくわくパーク」を設置しました。今回のリニューアルではバリアフリー面にも配慮した設計になっており、例えば観覧車・メリーゴーランド・豆汽車は車いすのまま遊具に乗り、園内を巡ることができるようになっています。

「地域に愛される遊園地」を目指し、子どもから大人まで、誰もが過ごしやすい空間を提供しています。

(6) 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例の制定(令和5年[2023年])

区では、読書活動に関する様々な取組及び精神を未来につなげていくために、平成30年(2018年)5月に「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を行い、更に宣言の理念をより一層深めるとともに、区民や事業者の読書活動に関する取組を促進し、地域が一体となって、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくため、条例を制定しました。

条例では、区の責務のほか、区民や事業者の役割、幼稚園や保育所、学校、区立図書館等における取組、障がいをもつ区民等への支援、読書活動推進月間などを定めています。

条例の制定後には、ゆいの森をはじめとする各図書館における様々なイベントや講演会の開催のほか、図書館を会場としたブックスタート事業や駅周辺へのブックポストの設置等、読書環境の整備を推進しています。

